

○デジタル庁令第八号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(公的給付の支給等)

第二条 法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）第四条第一号若しくは第十七号又は第五条第一号若しくは第十七号に規定する事務に係るものに限る。）

〔一の二 略〕

- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付の支給若しくは保険料の還付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給（番号利用法情報提供省令第九条第一号、第十二号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。）

〔三〇六 略〕

- 七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第八号、第九号、第十三号、第十五号、第十八号、第十九号、第二十一号、第二十四号若しくは第二十七号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第六号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。）

- 八 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は任意継続掛金の還付（番号利用法情報提供省令第五十九条第一号、第二号、第七号、第九号、第十一号、第十二号又は第十五号から第十七号までに規定する事務に係るものに限る。）

〔九・十 略〕

- 十一 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十六号又は第二十六号に規定する事務に係るものに限る。）

〔十二 略〕

- 十三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の還付（番号利用法情報提供省令第七十一条第九号又は第十号に規定する事務に係るものに限る。）

〔十四〇十六 略〕

- 十七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による短期給付の支給、任

(公的給付の支給等)

第二条 〔同上〕

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）第四条第一号若しくは第十六号又は第五条第一号若しくは第十六号に規定する事務に係るものに限る。）

〔一の二 同上〕

- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付の支給若しくは保険料の還付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この号において「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給（番号利用法情報提供省令第九条第一号、第十一号又は第二十三号に規定する事務に係るものに限る。）

〔三〇六 同上〕

- 七 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税（同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の還付（番号利用法情報提供省令第五十条第一号、第六号、第七号、第八号、第十号、第十二号、第十五号、第十六号、第十八号、第二十一号若しくは第二十四号、第五十一条第一号、第三号、第四号、第五号若しくは第六号又は第五十二条に規定する事務に係るものに限る。）

- 八 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付若しくは年金である給付の支給又は任意継続掛金の還付（番号利用法情報提供省令第五十九条第一号、第二号、第六号、第八号、第十号、第十一号又は第十四号から第十六号までに規定する事務に係るものに限る。）

〔九・十 同上〕

- 十一 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給、任意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第六十七条第一号、第二号、第十四号又は第二十四号に規定する事務に係るものに限る。）

〔十二 同上〕

- 十三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の還付（番号利用法情報提供省令第七十一条第八号又は第九号に規定する事務に係るものに限る。）

〔十四〇十六 同上〕

- 十七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による短期給付の支給、任

意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十七号又は第二十七号に規定する事務に係るものに限る。）
〔十八～四十五 略〕

意継続掛金の還付又は一部負担金等の返還（番号利用法情報提供省令第八十五条第一号、第二号、第十五号又は第二十五号に規定する事務に係るものに限る。）
〔十八～四十五 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。